

第 2 2 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和6年3月25日(月)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時19分

第22回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第115号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第116号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第117号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について

議案第118号 職員の解任について

議案第119号 職員の任命について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第109号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第110号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第111号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第112号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
4 番	岡 田 武 君		5 番	川 鍋 優 君
6 番	柴 崎 行 雄 君		7 番	高 橋 眞 一 君
8 番	大 澤 一 樹 君		9 番	渡 邊 敏 男 君
10 番	小 沼 健 司 君		11 番	高 橋 七 海 君
12 番	坂 卷 昭 一 郎 君		13 番	宮 城 与 四 郎 君
14 番	野 口 和 幸 君		15 番	籠 宮 信 寿 君
17 番	早 野 公 夫 君		18 番	奈 良 晴 夫 君

欠席委員 1名

16番 坂 卷 泰 子 君

推進委員

菖蒲 11	森 田 清 君	鷺宮 4	鈴 木 秀 政 君
鷺宮 6	野 本 謙 一 君		

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	兼 係 長	
主 事	横 山 玲 央	主 任	松 崎 宣 幸

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、ただいまから農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、16番、坂巻委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。12番、坂巻昭一郎委員、13番、宮城委員、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の農業委員会総会より本総会開催までの経過についてご報告させていただきます。

総会議案の3ページを御覧ください。報告内容は、2件でございます。初めに、3月6日、都道府県農業会議、府県女性農業委員会組織主催による、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが、千代田区の砂防会館において開催され、齋藤推進委員と私が出席いたしました。また、このシンポジウムの基調講演を高橋七海委員がなされました。シンポジウムの内容は御覧のとおりでございます。

次に、3月21日、埼玉県農業委員会職員事務研究会、埼玉県農業農村振興対策協議会、埼玉県農業会議主催による、食料・農業・農村基本法等の改正に伴う制度改正（案）に関する研修会が、埼玉県信連分館及びウェブにおいて開催され、村田副主幹が出席いたしました。研修会の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第112号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） まず初めに、配付した資料の確認をさせていただきたいと思っております。皆様の机の上に、本日お配りさせていただいたもので、第22回総会追加議案というものと、あとは右肩に第117号議案案件について、令

和6年度の目標の設定についてですけれども、資料はございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副主幹兼係長（村田直洋君） ありがとうございます。

それでは、議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページ、申請書番号234306、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は中妻在住の方となっております。土地の表示につきましては、中妻地内の田1筆、2,410平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を54アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているということでございます。以上、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋でございます。3月22日に現地調査を行いましたので、報告いたします。申請書番号234306、申請地は久喜市鷲宮西コミュニティセンターおおとりから南西に約100メートルほどの水田地帯の中に位置してあります。農地状況は、田んぼで耕作はしていませんが、田んぼの管理はされており、雑草もない状況でした。また、3月5日に申請者との面談を会長、私、そして事務局とで行い、申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況を確認した結果、申請地を取得後も適正に耕作すると思われまます。

以上1案件について、申請内容及び現地の状況などから許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま高橋七海委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第113号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の7ページ、申請書番号233403、申請者は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、296平米でございます。申請の内容につきましては、貸駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、現在当該申請地の近隣の敷地において生活しておりますが、自身が高齢に差しかかり、農地としての維持管理が難し

くなってきたところ、近隣にて事業を営んでいる方から借地の申出があったことから、自身が所有する当該申請地を貸駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○18番（奈良晴夫君） 18番、奈良晴夫でございます。3月20日現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号233403、資料2でございます。申請地は、東武南栗橋駅から北西へ1キロほどに位置しております。周囲の状況ですが、南側は私道、北側は市道、東側と西側は住宅でございます。また、住宅と道に囲まれていることから、周囲の農地へ被害を及ぼすことはないと思われま。

以上、本案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま奈良委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第113号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第114号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書9ページ、申請書番号231540、譲受人は蓮田市に本店を置き、農産物の生産及び販売を行っている法人、譲渡人は杉戸町在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の畑1筆、2,450平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります店舗建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、代表者の農家の知人が近くに多い当該申請地において、近隣農家の方々の作った農産物の直売所を展開したいと考え、当該申請地の所有者の了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号231541、譲受人は古久喜在住の方、譲渡人は本町3丁目に在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑2筆、合計142.75平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります庭及び駐車場敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在当該申請地の隣地にて生活をしておりますが、駐車場が狭く、車1台分しか確保できず、また住宅敷地の前面道路が狭く、交通量が多いため短時間に

駐車することが難しく不便を来していたところ、今回当該申請地の所有者である譲渡人から農地の一部を譲ってもらえることになったことにより、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号231542、譲受人は八甫に本社を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は、北中曽根在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、北中曽根地内の田12筆、畑7筆、合計1万166平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が6か月間となっております。農地の区分は、農用地域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地では現在休耕状態ですが、盛土、整地等を行い、小麦を栽培するために優良農地に変えるための農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さが90センチ、現況面より90センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入路は、川口市のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は小麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号231543、譲受人は白岡市に本社を置き、土木建築業などを行っている法人となります。譲渡人は、南1丁目在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の田1筆、789平米でございます。申請の内容につきましては、賃貸借権設定によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、市外で土木建築業を営んでおり、市外の資材置場を利用しているところですが、工事の受注も年々増え、久喜市内においても今後工事が予定されており、現在の本社敷地内の資材置場では狭くなったことから、今回土地を探していたところ、現在の事業所からほど近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、12ページ、申請書番号234542、譲受人は鷺宮6丁目に本店を置き、外構工事事業等の請負を行っている法人となります。譲渡人については、鷺宮6丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮6丁目地内の畑1筆、406平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地から500メートル以内に鷺宮総合支所があるため第2種農地と判断しております。譲受人は、近隣で宅地造成工事を受注し、事業を拡大していることから大量の資材を置くスペースが必要ですが、現在の敷地では足りず、トラックなど従業員の自宅に置いているなどの状況です。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから、資材置場のための敷地を確保することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上5件、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小沼健司君） 10番、小沼でございます。3月23日に5番の川鍋委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。今回、久喜地区は第5条許可申請が4件ありましたので、続けて発表します。

まず最初に、申請書番号231540、資料3になります。申請地は、久喜市立学校給食センターから南に350メートルほどの集落内に位置しております。現地の状況は、畑で休耕していますが、きれいに管理されておりました。周囲は、北側が水路を挟んで駐車場、東側が市道、南側が県道、西側が宅地となっております。周囲をコンクリートブロックで

囲むことから、周辺へ被害を及ぼすことはないと思います。

続きまして、申請書番号231541、資料4になります。申請地は、JR久喜駅から北に1,300メートルほどの集落内に位置しております。現地の状況は畑で、休耕していて、草が若干生えていましたが、定期的に管理されていると思われます。周囲は、北側が市道、東側が住宅、南側が市道、西側が市道となっております。周囲をコンクリートブロックで囲むことから、周辺へ被害を及ぼすことはないと思います。

続きまして、申請書番号231542、資料5になります。申請地は、菖蒲久喜NHKラジオ放送所の鉄塔から北西に1キロメートルほどの田、畑が混在する田園地帯に位置しております。現地の状況は、田は、稲を作付した跡が残っております。畑は管理されておりました。周囲は、北側が畑、県道北中曽根北大桑線、東側が田、南側が田、西側が備前掘川につながっている水路となっております。被害防除につきましては、道路及び隣地との間に素掘り側溝を設置し、盛土については平場を設け、法面は2対1の勾配にします。使用する残土は、無公害物質として公害が発生するおそれのある有害物質は一切搬入しないとなっております。埋立て等の事業を実施するに当たっては、近隣住民及び近隣農地に被害を及ぼすような埋立ては絶対しませんという誓約書が提出されていますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

続きまして、申請書番号231543、資料6になります。申請地は、埼玉県下水道公社古利根川支社から北西に300メートルほどに位置しております。現地の状況は畑で、草は刈っており、木が生えていたのが元から伐採してありました。周囲は、北側が市道、東側が畑、南側が市道、西側が畑となっております。被害防除につきましては、隣接農地の境界に鋼板を設置し、農地、農作物に被害を及ぼさないようにいたします。また、被害が発生しないように注意を払って施工します。排水につきましては、敷地内を砂利を敷いて、雨水等は浸透させる計画となっておりますので、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上4案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上でございます。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋でございます。3月22日に現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請書番号234542、申請地は久喜市鷲宮温水プールの東側に位置しています。申請地は住宅内にありまして、周囲が、東側が市道、それ以外は宅地となっております。周辺は住宅に囲まれております。被害防除については、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、排水についても対応するという形になっております。周辺が住宅ということで近くの農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

以上、1案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの小沼委員、高橋七海委員からの調査報告について質問をお受けします。

柴崎委員。

○6番（柴崎行雄君） すみません、231542の事業計画者について、今までもあったかと思うのですが、どのぐらい工事等の実績があるのかを教えてくださいたいのですが、どのぐらいか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。

本申請者の久喜市内の工事実績といたしまして、今年度については1件農地転用の許可を、農地改良で取得しております。昨年度につきましても、3,000平米ぐらいだったと思うのですが、1件農地転用の許可と農地改良で取得しています。

以上です。

○6番(柴崎行雄君) 全て農地改良ということで、一時転用ということでよろしいですか。

○主事(横山玲央君) そのとおりです。

○6番(柴崎行雄君) はい、ありがとうございます。

○会長(長谷川 勲君) よろしいですか。

○6番(柴崎行雄君) はい。

○会長(長谷川 勲君) それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長(長谷川 勲君) なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第114号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手(全員)〕

○会長(長谷川 勲君) 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第115号

○会長(長谷川 勲君) 続きまして、議案第115号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

なお、久喜104番、105番、菖蒲110番につきましては、農地中間管理事業に伴う、埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第115号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書は14ページから17ページまでになります。今月は24件の申出を受けておりました、新規案件17件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。初めに、14ページ、申請書番号、久喜の99番から103番まで、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が除堀地内の田9筆、合計1万4,387平米でございます。借手は除堀在住の方、貸手は除堀ほか在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権ほかの設定、水稲作付5年間、賃借料が反当たり5,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の104番、105番、菖蒲110番、借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が除堀ほか地内の田3筆、畑2筆、合計4,728平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は除堀ほか在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、水稲作付10年間ほか、賃借料が反当たり5,000円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲の109番、利用権を設定する農地が菖蒲町柴山枝郷地内の畑4筆、合計2,928平米でございます。借手は熊谷市在住の方、貸手は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定、普通畑5年間、賃借料が反当たり1万円を予定しているものでございます。

続きまして、15ページから17ページまで、申請書番号、鷲宮の31番から37番まで借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が鷲宮地内の田40筆、合計で3万1,874平米でございます。借手は外野在住の方、貸手が鷲宮ほか在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稲作付10年間を予定して

いるものでございます。

続きまして、申請書番号、鷺宮の39番、利用権を設定する農地が八甫2丁目ほか地内の田3筆、合計4,676平米でございまして、借手が八甫2丁目に事務所を置く法人、貸手は八甫2丁目在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

以上、今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて78筆、7万71平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をお願いしたいと思います。

初めに、久喜99番から103番までの借手につきましては、野口委員よりお願いします。

○14番（野口和幸君） 14番、野口です。今回利用権を設定する農地の借手の方は除堀にお住まいの方で、現在水稻を主に耕作しておりまして、全て良好に生産、管理されております。地元では、若手のリーダーとして営農意欲もあり、地域のまとめ役として活動されております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲109番の借手につきましては、菖蒲11地区の森田推進委員よりお願いします。

○菖蒲11（森田 清君） 菖蒲11地区担当しております森田と申します。2月9日に会長、私、そして借手の方と事務局とで地域の利用権設定に伴う面談を行いました。借手の方は熊谷市にお住まいの方で、地元の元の実家なのですが、父親のところを拠点といたしまして、これからブルーベリー栽培をやりたいという申出でありまして、既に熊谷市内の自己所有の敷地内において、十数年来、いろいろな試作をしながらブルーベリーの栽培等行っておりまして、今後その利用権を設定する農地に関しましては適正に耕作されていくものと考えます。以上のことから、利用権を設定する農地を適正にやっていただけるものと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮31番から37番の借手につきましては、鷺宮6地区の野本推進委員よりお願いします。

○鷺宮6（野本謙一君） 今回利用権を設定する農地の借手の方は、外野にお住まいの方で、現在は水稻、麦、約23ヘクタール耕作しており、全て良好に管理されております。数年前からは、息子が加わり、鷺宮地域内の広域にわたり営農活動をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、鷺宮39番の借手につきましては、鷺宮4地区の鈴木推進委員よりお願いします。

○鷺宮4（鈴木秀政君） 鈴木です。借手の方の耕作状況につきましては、兄弟2人で力を合わせて全て良好に管理されております。また、地域との関係もよく、担い手として一生懸命頑張っておりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第115号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第116号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第116号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第116号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の19ページ、20ページ。

初めに、19ページ、久喜の4番、設定を受ける農地が除堀地内の田3筆、合計2,615平米でございます。借手の方は、江面に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で112アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付10年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、菖蒲30番、設定を受ける農地が菖蒲町菖蒲地内の畑7筆、合計5,097平米でございます。借手の方は、加須市在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で50アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、普通畑6年間、賃借料が反当たり1万円となっております。

続きまして、菖蒲31番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の田2筆、合計3,954平米でございます。借手の方が菖蒲町下栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で152アール耕作しており、設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付6年11か月間、賃借料、反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲32番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の田1筆、955平米でございます。借手の方が菖蒲町上栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で230アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付6年11か月間、賃借料は反当たり1万300円となっております。

続きまして、菖蒲33番、設定を受ける農地が菖蒲町下栢間地内の田2筆、合計4,880平米でございます。借手の方が菖蒲町下栢間在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で281アール耕作しております。設定する権利が賃貸借権の設定、水稲作付6年11か月間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、20ページ、菖蒲34番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の畑2筆、合計2,113平米でございます。借手の方が西大輪在住の方でございます。設定する権利が賃貸借権の設定、梨作付5年間、賃借料は4万5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第116号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第117号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第117号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第117号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について、本日お配りさせていただいた、右肩、議案第117号資料と書かれたものを御覧ください。先日、目標の案を郵送にてお配りをさせていただきまして、農業委員と農地利用最適化推進委員からご意見を頂戴したところでございます。短い期間になってしまいましたが、ご協力のほうありがとうございました。今回、委員の皆様からご指摘等ございませんでしたので、目標の案をそのまま今回議案として配付させていただいております。

この目標の設定についてでございますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。昨年、令和5年の2月の総会で今後10年間の農地利用の最適化の推進に係る指針を議決させていただきまして、今回の議案は、その10年間の指針に基づき、単年度ごとの目標を定めるものとなっております。1ページ目の農業委員会の状況については、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数や農家・農地等の概要となっております。

2ページ目、農地の集積目標、遊休農地の解消目標を定めております。

そして、3ページ目は、新規経営体の参入目標を定め、最適化活動の目標として前年度から引き続きでございますが、1か月当たり10日以上活動を指すことを目標としています。

令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第117号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

それでは、追加議案に入ります。

◎議案第118号

○会長（長谷川 勲君） それでは、追加議案に入ります。

本日は追加議案が2件ございます。お配りをしてある追加議案書を御覧になってください。

議案第118号 職員の解任についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 本日お配りさせていただきました追加議案書の3ページ御覧ください。議案の内容に

つきまして、4月1日の人事異動によります人事案件でございます。解任をお願いしたい者を記載させていただきました。4月1日の人事異動により転出する職員でございます。職員の任免に係る取扱いについては、農業委員会等に関する法律第26条第3項に、職員は農業委員会が任免するという規定がございますので、総会に追加議案として上程させていただいたものでございます。

まず、菖蒲総合支所の事務局でございます。

続きまして、市役所本庁舎及び菖蒲総合支所を除く各支所についてでございます。詳細については、議案書をご確認いただければと思いますが、こちらにつきましては、併任辞令を受けております。本庁舎の環境経済・教育分室、菖蒲支所を除く、各総合支所の総務管理課職員の異動によるものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

人事異動に伴う職員の解任ということでございます。

なお、総合支所の職員につきましては、併任辞令を解くことになります。

それでは、議案第118号 職員の解任について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎議案第119号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第119号 職員の任命についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 追加議案書の5ページ御覧いただければと思います。こちらは、新たに任命をお願いしたい者を記載させていただいております。4月以降、農業委員会事務局の職員として新たに任命を受ける職員でございます。

まず、菖蒲行政センターの事務局でございます。

続きまして、先ほどの解任同様、本庁舎の環境経済・教育分室及び菖蒲行政センターを除く各行政センターに新たに配属になった職員でございます。詳細につきましては、議案書を御覧いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

説明が終わりました。人事異動に伴い、新たに4月1日から農業委員会事務局職員としてお願いする方々でございます。

なお、本庁舎の環境経済・教育分室、各行政センターの職員につきましては、併任辞令という形を予定しているものでございます。

それでは、議案第119号 職員の任命について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。

初めに、23ページから28ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月16件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、30ページから37ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月10件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、39ページから41ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月11件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、43ページ、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちら、時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれているものを御覧いただければと思います。こちらについては、認定農業者を認定するに当たり、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たり、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。この方、加須市在住の方でございますが、耕作している農地が久喜市だけであり、その場合、耕作している自治体にて認定農業者の手続をするということでございます。現在、作付面積が約23アール、今後農地を借入れするなどし、75アールまで拡大する計画でございます。目標とする営農類型が露地野菜の単一経営でございます。今後、規模の拡大を図り、付加価値の高い作物を生産すること、また、インターネット販売など販路の拡大をすることを目標としております。この方、年齢が55歳、市の担い手育成塾を今月に卒業し、今後、地域の中で精力的に担い手として活動されていくと思われることから、認定して差し支えないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関して何かございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時19分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和6年3月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 坂 卷 昭 一 郎

署 名 委 員 宮 城 与 四 郎